

りんくう野外文化音楽堂の「ネーミングライツ（命名権）パートナー企業」が決定！

～11月1日㈪から、愛称の使用が始まっています！～

市では税外収入確保のために、市所有の有形・無形資産を活用した有料広告提案事業を実施しており、このたび次のおり、ネーミングライツ（命名権）パートナー企業を決定しました。ぜひ、「あさひ賃貸 りんくうステージ」を引き続きご利用ください！

愛称 「あさひ賃貸 りんくうステージ」
パートナー企業名 (株)あさひ賃貸住宅
契約金額 100万円（年額）
契約期間 令和5年11月1日～令和8年3月31日
問合せ先 ふるさと創生課



令和5年度 子育て世帯に対する 子育て世帯生活支援特別給付金

問合せ 子育て支援課

食費などの物価高騰に直面し、影響を特に受けた低所得のひとり親・ひとり親世帯以外に対し、その実情を踏まえた生活の支援を行うため、国の制度に基づき、子育て世帯生活支援特別給付金を支給しています。申請が必要で手続きがまだの人は期限までに申請してください。

【ひとり親世帯分】

対象 下記の①～③のいずれかに該当する人

- ①令和5年3月分および令和5年4月分の児童扶養手当が支給された人（申請不要で、児童扶養手当の登録口座に5月26日(金)に振込済）
- ②公的年金などを受給していることにより令和5年3月分および令和5年4月分の児童扶養手当の支給が全額停止となっており、令和3年中の総収入額が収入基準額を下回る人
※既に児童扶養手当受給資格者としての認定を受けている人だけでなく、ひとり親家庭医療費助成制度のみ申請し、ひとり親世帯と認定されている人なども対象となります。
- ③令和5年3月分および令和5年4月分の児童扶養手当は受給していないが、食費などの物価高騰の影響を受けて家計が急変し、児童扶養手当を受給している人と同じ水準の収入になった人

給付額 児童1人あたり5万円

申請・支給時期 ②③の対象者は令和6年2月29日(木)（消印有効）までに申請書類に記入し必要書類を添付のうえ、郵送または直接、子育て支援課へ

【ひとり親世帯以外分】

対象 下記の①②のいずれかに該当する人

- ①令和4年度泉佐野市子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）の支給対象者であった人（申請不要で、5月29日(月)に振込済）

※令和5年3月～令和6年2月末に生まれた（または生まれる）新生児で児童手当を泉佐野市から支給されており、令和5年度分の住民税均等割が非課税である人には振込済み、または案内のチラシを送付する予定です。



- ②対象児童(18歳年度末までの子〔障害児については20歳未満〕)の養育者であって、以下のいずれかに該当する人

- 令和5年度分の住民税均等割が非課税である人
- 食費などの物価高騰の影響により、基準日以降の収入が減少（急変）し、令和5年度分の住民税均等割が非課税である人と同様の事情にあると認められる人（家計急変者）

給付額 児童1人当たり5万円

申請・支給時期

- ②の対象者は令和6年2月29日(木)（消印有効）までに申請書類に記入し必要書類を添付のうえ、郵送または直接、子育て支援課へ



住民税（均等割）が非課税であると確定後に支給対象になるかの判定を行います。未申告のままでは本給付金の支給判定対象になりませんので、所得の申告が済んでいない場合は至急、所得申告の手続きをお願いします。令和5年度分の住民税均等割が非課税の人で、対象児童(18歳年度末までの子〔障害児については20歳未満〕)と別世帯になっている場合は、養育状況を確認できませんので給付金の案内ができていない場合があります。対象と思われる場合は子育て支援課まで問い合わせてください。